

件名	自己の措置入院に係る精神保健福祉に関する相談記録の非開示決定に対する審査請求 (諮問第51号)		
本件保有個人情報	○年○月○日に入院し○年○月○日に退院した審査請求人の措置入院の際の精神保健福祉に関する相談記録中の審査請求人の家族の情報		
主な非開示理由	条例第17条第3号(開示請求者以外の個人情報) 条例第20条(存否応答拒否)		
実施機関	静岡県知事		
諮問年月日	令和5年2月15日	答申年月日	令和6年5月1日
主な論点	1 本件保有個人情報は条例第17条第3号の非開示情報に該当するか。 2 実施機関が、条例第20条に該当するとして開示請求を拒否したことは妥当か。		

審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

審査会の判断

実施機関は、本件保有個人情報についてはその存否を答えるだけで条例第17条第3号の非開示情報を開示することになるとして、本件保有個人情報の存否を明らかにせず、開示請求を拒否する本件処分を行い、審査請求人はその取消しを求めていることから、以下、検討する。

(1) 本件保有個人情報について

本件請求は、開示請求者以外の特定の個人を指定した上で、それらの個人が審査請求人の措置入院に際して保健所と関わったということを前提としたものである。措置入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき、精神保健指定医2名の診察の結果を踏まえて都道府県知事が決定するものであり、本人又は家族の同意が不要な制度である。この点、実際の運用について当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本人に係る措置診察や退院後支援の要否判断において家族とのやり取りの内容は非常に重要な要素であり、家族が関わった場合には、その記録が存在する可能性があるとのことであった。

(2) 本件保有個人情報の非開示情報該当性について

これらのことを踏まえると、審査請求人の措置入院に際して特定の家族が関わったか否かという情報や保健所と家族のやり取りの内容は、仮に当該情報が存在したとして、開示請求者以外の個人情報であると認められる。こうした情報の取り扱いについては、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、家族と保健所がやり取りをしたか否かについては本人に伝えないことが一般的であるとのことであった。その理由としては、家族の関わりがあった場合、無かった場合のいずれにおいても、それが本人の意に反する対応であった場合、家族への追及につながるおそれがあるからということであった。したがって、当該事実の有無やその内容は、慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、条例第17条第3号ただし書アに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書イ及びウに該当するとすべき事情も認められない。よって、本件保有個人情報は非開示情報に該当する。

(3) 本件保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

本件請求は、開示請求者以外の特定の個人を指定した上で、それらの個人が審査請求人の措置入院に際して保健所と関わったということを前提としたものであることから、本件保有個人情報は、その存否を明らかにすると、当該個人が措置入院に関して何らかの対応を取った、あるいは取らなかったという事実を明らかにする結果を生じさせるものである。よって、本件保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報が条例第17条第3号に該当するとして、条例第20条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。